

# 労働・助成金情報 特急便

第 72 号 (2018 年 2 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

平均寿命の伸長により、今後人生における就業期間が長期化することが見込まれています。労働市場が人手不足となる中、日本の高齢化は世界で最も高くなっており、就業を希望すれば生涯現役で働くこともできるなど、年齢にとらわれずに自由に職業人生を設計できるようなシステムが求められています。そこで今回は、特定求職者雇用開発助成金の【生涯現役コース】と、学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用、定着を図ることを目的とした、【三年以内既卒者等採用定着コース】をご紹介します。

## 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

### 対象事業主の主な要件

- ◆対象労働者をハローワーク等の紹介により、雇入れ日現在において満65歳以上の者を雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れること。
- ◆紹介を受けた日に、雇用保険被保険者でない者（失業等の状態にある者）
- ◆対象労働者を継続して雇用すること（※1）が確実である（※2）と認められる事業主であること。  
※1：雇用保険の高年齢被保険者として、1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用または1年以上の契約期間の雇用）することをいう。  
※2：有期雇用契約において、上記※1の支給要件をも満たす前に契約更新が必要な場合は、契約が自動的に更新されるもの又は対象労働者本人による契約更新の意思表示があれば更新されるものでなければ、継続して雇用することが確実であると認められず、契約の更新条件が明示されている場合や、契約更新に事業主の意思が反映される契約となっている場合は支給対象となりません。
- ◆対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないこと（この他にも、いくつかの要件があります。）

### 対象労働者の主な要件

- ◆ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった方または既に面接等を行っていた方でないこと。
- ◆職業紹介を受けた日に在職中（自営業等を含む）でないこと。
- ◆助成金の支給対象期の途中又は支給決定までに、事業主の都合により離職していないこと。  
※対象労働者を事業主の都合により離職させた場合は、既に支給が行われた助成金についても返還を求められることがあります。
- ◆雇入れの前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業主と資本的・経済的・組織的関連性等から見て密接な関係にある事業主において、雇用、請負、委任の関係にあった方、出向、派遣、請負、委任の関係により就労したことのある方及び通算して3月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある方でないこと。（この他にも、いくつかの要件があります。）

### 支給額

支給対象者	大企業	中小企業
65歳以上の方 1週間あたりの労働時間が30時間以上	60万円 30万円×2回（計1年間）	70万円 35万円×2回（計1年間）
短時間労働者 1週間あたりの労働時間が20時間以上30時間未満	40万円 20万円×2回（計1年間）	50万円 25万円×2回（計1年間）

## ✚ 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）

～平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇い入れた事業主が対象です～

### ➤ 概要

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大、および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒卒で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して助成金を支給します。

### ➤ 助成金の対象者

以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12カ月以上雇用されたことがない者であって、支給対象事業主に通常の労働者として雇用された者をいいます。

①学校（小学校および幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者

②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練の修了者、または中退者

※通常の労働者として在職中であった者を雇い入れた場合については、本助成金の支給対象となりません。

※この他にも要件があります。

### ➤ 助成金の支給要件

#### 【既卒者等コース】

(1) 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人（※1）の申込みまたは募集（少なくとも卒業または中退後3年以内のものが応募可であることが必要です）を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者（※2）として雇用したこと

(2) これまで既卒者等を新卒卒で雇い入れたことがないこと

#### 【高校中退者コース】

(1) 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集（少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です）を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと

(2) これまで高校中退者を高卒卒で雇い入れたことがないこと

※1：学校（小学校及び幼稚園を除く）等を、卒業若しくは修了することが見込まれる者（学校卒業見込者等）であることを条件とした求人を行います。

※2：通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者（正社員）をいいます。

### ➤ 助成金の支給額

事業主が、対象者として一定の要件を満たした場合に、企業区分、対象者および定着期間に応じ、各コース1名を上限として、下表の支給額を支給します。

企業区分	対象者 (助成金コース名)	1年(※1) 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業	既卒者等 コース	50万円	10万円	10万円
	高校中退者 コース	60万円	10万円	10万円
それ以外の企業	既卒者等 コース	35万円	—	—
	高校中退者 コース	40万円	—	—

※1：若者雇用促進法に基づく認定企業（ユーステール認定企業）の場合は、いずれも10万円が加算されます。